



「生団連ニュースレター」は、国民の生活・生命を守るという使命を追求する生団連の取り組みに関する最新情報を、日頃ご支援いただいている皆様にお伝えしています。

平成26年6月号
国民生活産業・消費者団体連合会

第4回災害対策委員会開催

～ 生活者を支える会員の取組みを集めた「大震災への備え事例集」発行間近 ～



5月23日、東海大学校友会館にて第4回災害対策委員会を開催しました。本委員会はメーカー・卸・流通サービスの事業者・業界団体、消費者団体から45企業・団体の委員が集い、生活者視点で大震災への備えを進めるべく実践・発信活動を行っています。今回は内閣官房国土強靱化推進室の齋藤博之企画官を講師に招き、その取組みについてお話を伺いました。

委員会発足から約1年、委員による意見交換を重ねてきましたが、このたび6月上旬に企業・団体の壁を越えて会員企業・団体の防災取組みを集めた「大震災への備え事例集」を発行することとなり、最終確認と今後の方向性の確認を行いました。

今後は事例集を用いた発信・啓発活動や相互の学び合いのための勉強会を実施していくとともに、各主体間の連携体制の構築や提言活動を行っていきます。

～講演～ 「国土強靱化の取組みについて」
内閣官房国土強靱化推進室 企画官 齋藤博之 様

＜アジェンダ＞

1. 国土強靱化のこれまでの動きと基本的な考え方
2. 国土強靱化政策大綱
3. 平成26年度国土強靱化関係予算案の概要
4. 国土強靱化基本法と法律に基づく実施状況
5. 当面のスケジュール

齋藤企画官からは、取組の最新状況を具体例を交えてお話をいただきました。大綱ではサプライチェーンのBCPも主要施策例の一つとして掲げられています。



生団連は清水信次会長(㈱ライフコーポレーション会長)の発案で設立、「国民の生活・生命を守る」ことを使命とする団体です。会員は500超の企業、業界団体、消費者団体から構成され、日本の直面する諸課題解決に向け生活者視点で取組んでいます。

【お問合せ先】

国民生活産業・消費者団体連合会 清水(栄)／宮田 ☎:03-3662-5240 ✉:jimuj@seidanren.jp
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-6-2 小津本館ビル7階 URL: <http://www.seidanren.jp/>

定例勉強会開催 ～参議院議員 浜田和幸先生～

5月20日、憲政記念館にて国際経済研究所との共催で定例勉強会を開催しました。今月は講師に国際政治経済学者としても活躍されている、参議院議員の浜田和幸先生をお招きし、「アベノミクスと世界経済の展望 ～ドーハ・フォーラムの報告を兼ねて～」というテーマでご講演をいただきました。

浜田先生からはアメリカ、ロシア、中国、そしてイスラム圏まで世界情勢について解説をいただきました。それを踏まえ、今後日本がどうするべきかについてもお話をいただきました。「日本は日本だけでは生きていけない。日本は他国にはない安全安心・伝統・文化・技術といったことで世界とうまくまじわり、世界に貢献すべき」との考えを披露され、そのグローバルで大局的な視点に、参加者は熱心に耳を傾けていました。



浜田 和幸 先生

次回の定例勉強会は、
6月26日(木)憲政記念館にて開催予定です。

～メディア掲載情報～

食品廃棄委員会にて実施した「食品廃棄削減に向けた消費者意識調査」に関する記事が、5月1日の読売新聞に掲載されました。本調査についてのメディア掲載は3月10日の朝日新聞について2件目となります。

東日本大震災以降、食品ロスの問題は社会的な注目度が高まっています。その中で生団連の活動も少しずつですが、実を結びつつあります。今後も国民の生活・生命を守るため、生活者の暮らしに密接に関わる活動と周知啓発を推進していきます。

<食品廃棄削減に向けた消費者意識調査について:調査結果URL>

http://www.seidanren.jp/pdf/syouhisya_ishikityousa2.pdf

～会員の皆様へのお知らせ～ 委員会委員の追加募集について

別途郵送にてご案内していますが、生団連の委員会活動により多くの皆様に参画いただきたく、委員の追加募集をしています。関心のある委員会には是非とも委員の登録をしていただきますよう、お願いいたします。

【委員会名称】

- ① 災害対策委員会
- ② 食品廃棄対策委員会
- ③ エネルギー問題対策委員会
- ④ 新規設置:「廃棄物リサイクル」について考える分科会
- ⑤ 人口減少・超高齢社会対策委員会

※各委員会の活動内容については生団連HPをご参照ください

(生団連活動ページURL:<http://www.seidanren.jp/katsudou.html>)

※その他ご不明な点は、事務局までお気軽にお問い合わせください。